

迷惑行為により診療をお断りする場合について

当院では患者様の安全を守り、最善の医療の提供をさせていただくため、次のような迷惑行為を認めた場合は診療をお断りするとともに、警察への届け出・通報など然るべき処置を講じることがあります。予めご理解頂き、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

1. 他の患者様および医師・職員に対する大声や暴言または脅迫的な行動、暴力行為
2. 解決しがたい要求を繰り返し行い、医師・職員の業務を妨害する行為
3. 病院施設内での飲酒・喫煙、その他これに準ずる行為
4. 当院の許可無く院内及び医師・職員等の撮影や録音をする行為
5. 正当な理由なく院内に立ち入り、注意しても退去しない場合
6. 院内備品・設備の無断使用、持ち出し、器物破損行為
7. その他、他の患者様や当院の迷惑と判断される行為及び診療に支障をきたす迷惑行為

上記にご協力頂けず、当院と患者様の信頼関係が喪失したと判断した場合は診療をお断りさせていただきますのでご了承ください。

また、医師・職員の指示に従わず繰り返し迷惑行為を行う場合は警察に通報致します。

みなさまのご理解とご協力を申し上げます。